

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社北捷	結城市結城 3308-1	2-031201

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年9月13日 ～ 令和5年3月12日 (6か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

上記の業者の役員が暴力団等と密接な関係を有していると認められるとして、茨城県警察本部刑事部長から県土木部長あて「茨城県建設工事等からの暴力団等の排除に関する協定書」に基づく排除要請があった。

5 指名停止理由

上記の業者の役員が暴力団等と密接な関係を有していることは、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第13号に該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(暴力団等) 10～12 (略) 13 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	【当該認定をした日から6ヶ月以上】

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)